

# お知らせ

木造住宅の耐震改修補助を受けて耐震改修工事を  
される皆様へ

平成26年度より取扱いが変わりました。

岡山市の補助を受けて耐震改修工事される場合、その工事監理を必ず「木造住宅耐震診断員」により、行わなければならなくなりました。

「木造住宅耐震診断員」以外の者が工事監理することは出来ません。

詳しくは、岡山市建築指導課までお問い合わせ下さい。

※「木造住宅耐震診断員」とは、岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱に基づき岡山県知事の登録を受けた診断員です。

(耐震診断や補強計画を行った診断員が該当しますが、必ずしも同じ診断員でなくてもかまいません。)

お問い合わせ先 岡山市都市整備局 住宅・建築部  
建築指導課 建築安全推進係  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1  
TEL 086-803-1445